

滋賀県における地域博物館史の一事例

— 滋賀県立産業文化館から滋賀県立琵琶湖文化館へ —

井 上 ひろ美（本館学芸員）

はじめに

滋賀県内には平成一九年現在、滋賀県博物館協会加盟館が九〇館、非加盟館も含めると一〇〇館を越える博物館・博物館類似施設が存在する。この中には設立主体や目的、テーマなどによって、実に多種多様な博物館が存在するのだが、滋賀県内におけるこれらの博物館の嚆矢である滋賀県立産業文化館がどのような活動を行い、どのような存在であったのかということについてはあまり知られていないように思われる。

当館では平成一九年三月二〇日（火）から五月二〇日（日）を会期とする「琵琶湖文化館のあゆみ—滋賀県博物館史始め」を一階ギャラリーにおいて開催したが、この展覧会の準備をすすめる中で滋賀県初の公立博物館である滋賀県立産業文化館について、歴史的に位置づけた文献等がほとんどないことを再確認した。当館はあとで述べるようにこの滋賀県立産業文化館を引き継いで開館しており、産業文化館時代の文書類なども少ないながら残っている。

そこで本稿では、昭和の戦後期における地域博物館活動の一事例として滋賀県立産業文化館から滋賀県立琵琶湖文化館の開館に至るまでを取り上げ、滋賀県における公立博物館の源流を探っていきたい。

一、滋賀県立産業文化館の設置

滋賀県立産業文化館（以下、産業文化館と略す、図1）は滋賀県初代民選知事服部岩吉（一八八五～一九六五、知事在任二期一九四七～五四）によって設置された。服部知事は農業政策上の業績があったことでよく知られているが、実は文化政策にも力を注いでいる。その中で設置されたのが滋賀会館と滋賀県立産業文化館であった。滋賀会館についてはここでは詳しく触れないが、産業文化館の設置については江南と号して絵や書をよくしていた服部の文化的素養が大きく影響していたようであり、「滋賀にはよい文化財が多いが、このままでは他所の金持ちに買われて流出してしまうだろう。これからは文化財を収蔵し、修復できる拠点施設が必要だ。」¹という考えを周囲に洩らしていた。

終戦時、閉館あるいは閉館同然となっていた博物館は全国に二〇四館あり、そのうちの八六パーセントにあたる一七六館が昭和二年（一九四七）九月には活動を再開している。一方で、農地解放の影響で閉鎖を余儀なくされる私立博物館や散逸する個人コレクションも少なくなかった²。こうした現状が、文化財の保護へと服部を向かわせる要因の一つになったのかもしれない。服部知事は昭和二三年（一九四八）七月の定例滋賀県議会において追加更正予算案を提出、この中で産業文化館設置のための予算を計上した。産業文



図1 滋賀県立産業文化館（『滋賀県立産業文化館報告書一』より）

化館は昭和十一年（一九三六）に県庁隣地に建設された武徳殿（大津市東浦一番地）を転用する計画であった。武徳殿は武徳会が募金を集めて建設したものであったが、戦後GHQにより武徳会は解散を命じられ、建物が県有財産となっていた³。この計画に対し野党の議員より警察施設や災害対策本部として使用の方が良いのではないかとの意見もあった⁴が、野党議員を含む大多数の賛意を得て追加更正予算案は可決された。これを受けて、産業文化館の開館準備は一挙に推し進められたのである。開館日は滋賀県軍政部の勧告により第一回文化の日となる一月三日と定められ、建物の改装、展示品の収集、諸規定の設定公布が進められた。

建物は鉄骨鉄筋コンクリート造りの二階建てであり、ここに陳列ケースと資料を収納する受托庫⁵、そして警備員が常駐するための看守室などが設けられた。受托庫は鉄筋コンクリート壁で鉄扉を取り付けたもの二つが造られたが、問題は陳列ケースであった。

陳列ケースは壁際に設置するケースと単独ケースが予定されていたが、このケースに使用するガラスが開館まで一か月をきった段階においても、入手できる見通しがたっていないかった。「県立産業文化館設置に伴う陳列ケース用ガラス特配の件依頼」（昭和二十三年一〇月八日）⁶によれば、大阪商工局や同大津出張所とも折衝を重ねたが入手することが出来なかったため、商工省に宛ててガラスの特別配給を依頼している。戦後、生活物資が極度に欠乏している中でのガラスの調達は非常に困難であったが、滋賀県軍政部の後押しもあり、ようやく入手することができたようである。

展示品も急いで収集する必要があった。産業文化館は商工課が担当する産業部と社会教育課が担当する文化部の二部構成となったため、展示品の収集については各部ごとに行われた。産業部は県内各地方事務所や市町村、商工

会議所を通じて繊維製品・木製紙製品・金属製品・陶器・農機具・薬品・食料品・雑品の出品を勧奨した。文化部は社寺や個人に出陳を依頼した。こうして開館時に集まった受託品は産業部九二六点、文化部一〇三点であった。文化部の受託品の中には国宝木造阿弥陀如来坐像（長寿寺所蔵）⁷が含まれており、搬入については軍政部の協力を得ている。

こうして産業文化館の開館準備は三ヶ月余りという短期間に着実に進められ、一月三日の開館を迎えた。滋賀県教育会館で行われた産業文化館の開館式において服部は式辞を述べており、その中で「貿易の振興を期することは我が国刻下の一大要諦」であるが、「温故知新の古諺にもあるように過去幾年かの間軍国日本の馬蹄の下に動もすれば忘れられ勝であつた古き日本文化への回顧も亦新しきもの、建設には終に等閑視することの出来ぬ重要な要素でなければならず両々相俟つて始めて真に日本的な日本文化国家の建設も可能となるであろうと確信する」としている。こうした観点から服部は産業文化館を「県下の主要物産と共に郷土古典文化の粋を一堂に集め産業の発達と文化の向上とを相互連関的にとりあげる一つの基盤」と位置付けている⁸。

この産業文化館の建設について滋賀県軍政部隊長のルークスは、「服部のやった仕事の中で一番よいもの」と評価したという⁹。

実は、戦前期まで滋賀県には地域の特産物を展示即売し、県内各産業の改良・発達を目的とする滋賀県物産販売幹旋所が存在した。大阪市、東京市、大連市に支所があり、順調に業績を伸ばしていたが、太平洋戦争中に閉鎖されていた。この施設はもともと明治二十一年（一八八八）に大津市東浦に設置された滋賀県物産蒐集所を源流とするものであり、その後何度か改組・改称されたが、一貫して県内産業の振興を目的としていた¹⁰。産業文化館の産業部の活動は、まさにこの滋賀県物産販売幹旋所の機能を受け継いでいるとい

える。根本的に異なるのは、文化向上のために文化財を取り扱うという点である。

文化財を公開する施設としてすぐに思い浮かぶのが博物館であるが、産業文化館にはその呼称が入っていない。産業文化館開館以前の昭和二年（一九四七）三月三十一日に施行された「教育基本法」では「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。」（第七条第二項）と定められており、地方公共団体としても博物館設置の積極的な根拠がここに求められる。にもかかわらず「博物館」の名称が使用されなかったのは、産業文化館が「産業と文化を不離一体化し而して之を調和しつつ振興発展を期するものでありますから従つて従前のそれに比しその目的たるや著しく相違するもの」¹¹であるとはいえ、およそ五〇年におよぶ物産蒐集所から物産販売幹旋所までの経緯、そして戦後復興期の産業振興にかける県民の期待があつたといえる。現に開館式における大津市長森田象一、滋賀県商工連合会会長小幡文次郎、大阪商工局長石田磊、貿易庁関西地方貿易事務局長山田多喜男の各々の「祝辞」では文化の向上にも触れてはいるものの、産業振興にかける期待が滲み出ている。石田磊に至つては「今回県立の産業文化館を復活せられ」と述べており、従前の施設とは異なつたものとして位置付けたい県当局の意図は伝わりにくい側面もあつたようである。しかし、滋賀県商工課長北川力夫が「この運営は全国にも珍しく蓋し妙味を劃するもの」¹²と述べているように、滋賀県としては一般的な「博物館」を企図したのではなく、滋賀県独自の立場をもつて産業文化館を設置したことは明らかである。では、産業文化館の業務内容はどのようなものであつたのだろうか。

「滋賀県立産業文化館規程」（昭和二十三年十月二二日付滋賀県告示第五三

七号)¹³によれば、産業文化館は「本県産業の改良発達と文化の研究向上を図ることを目的」(第一条)として、次の業務を行うこととされている。

一、商品の見本、参考品及び社寺その他の什宝、私人、県所蔵の物件にして歴史美術及び美術工芸に関する研究に有益な参考品を受托陳列し、一般の観覧に供すること。

二、陳列品中出品者の受託があるときはこれを即売すること。

三、出品物に関する各種の調査をなし又は出品者の依頼に応じ調査をすること。

四、商取引に関して各種の紹介をなすこと。

五、県内営業者の生産上必要な図案調整の依頼に応ずること。

六、巡回陳列をなすこと。

七、産業並びに文化に関する図書その他刊行物を蒐集又は刊行して公衆の観覧に供し又は頒布すること。

八、その他出品物についての指導育成に関する事項。

産業文化館が産業部と文化部に分かれていたことは先にも触れたが、これを見ると文化財に関する業務としては第一、三、七項にとくに記載があるように思われるが、産業部にかかわる業務が多く記載されているように見受けられる。第二条以降の規程についても、「販売品には、毎品番号、品名、数量、価格、産地及び出品人氏名を記載した附札を添付しなければならない。(第八条)」「第十六條 販売品を購入しようとする者は、その旨看守人に申し出なければならない。(第十六条)」「販売品は、現金引換に交付する。(第十七条)」「販売品の売上代金は、毎月一回精算して出品人に送付する。送金に要する費用は、出品人の負担とする。(第十八条)」など、産業部でのみ適用できる規程が続く。産業部には産業文化館設置以前の様々な蓄積があり、

これが本規程にも反映されているものと考えられるが、この規程を見る限り開館時点では文化の向上より産業の振興に活動の比重が置かれていたように見える。それは産業文化館の所管が經濟部であったことが何よりの根拠となるだろう。では、開館後はどのような活動が行われていたのだろうか。具体的に見てみたい。

二、産業文化館の活動

開館した産業文化館には産業部、文化部ともに技師が配置され、様々な活動に取り組んだ。産業文化館の仕事について初代館長をつとめた草野文男は「産業文化館の仕事は經濟部の所管に属し、県物産の陳列・紹介(商工課所管)と古文化財の顕彰展観を(教育委員会・社会教育課所管)はじめてする内容と行政組織を異にする産業・文化の奨励開発にあつた、所が開放的な元武徳殿の道場を利用して設けられた関係上、展覧会等同時に並行することは至極困難で、また効果を阻害する場合も多いので大体交互に計画を遂行していた」と回想している。所管の異なる部門が同居する組織で既存施設を使用しての運営には細かな配慮が必要であつたらしく、「古文化財のことをやるのなら社会教育課で金をもらえ」との放言もあつたという¹⁴。

産業文化館では開館後も建物や敷地の整備が断続的に進められた。景山春樹氏の紹介により宗教画家杉本哲郎による壁画「舍利供養」(図2)が製作されたのは昭和二四年(一九四九)のことであつた。展示室に描かれた壁画とあつて、絵の前に展示される木造阿弥陀如来坐像(長寿寺所蔵)との調和を重んじ、なおかつ作品としての完成度も求めて描かれた。つまり作品としては舍利が中尊となり両脇侍、飛天を備えた仏の世界が描かれているが、阿弥陀如来坐像を展示することでこの阿弥陀像を中尊として一体感を求めたも



図2 杉本哲郎「舍利供養」

のである¹⁵。

事業面では特別展や巡回展といった展覧会事業（図3）、講演会などの普及啓発事業、また様々な文化団体等の交流スペースを貸出することもあった。こうした点から見れば、現在の博物館活動との相違点は見出すことはできない。ただし、気を付けなければならないのは、産業文化館の開館時には文化財保護法（昭和二五年施行）や博物館法（昭和二六年施行）がまだ施行されていなかったことである。

産業文化館では昭和三十六年（一九三二）に滋賀県立琵琶湖文化館の開館に伴い閉館するまでの間、六六回の特別展を開催している（表1）。ここで現在の博物館活動と比較するため、展覧会開催について具体的に見て行きたい。産業文化館の第一回特別展は、昭和二十四年（一九五九）四月一七日から五月八日まで開催された「芦浦観音寺什宝展」（図4）である。芦浦観音寺は聖徳太子によって開基され、秦河勝によって建立されたという伝えをもつ天台寺院である。白雉二年（六五一）に法隆寺僧覚盛により再興されて天平三年（七三一）には三論宗に属したが、次第に寺勢を失い、応永十五年（一四〇八）、歟雅によって中興された。豊臣政権以降船奉行をつとめ琵琶湖の湖上交通を掌握したことで知られている。

芦浦観音寺は国宝八件を所蔵しており、この展覧会ではこれを含む六二件の出陳が計画された。産業文化館は昭和二十四年二月二日付（滋文化第三八号）で文部大臣高瀬莊太郎宛に国宝搬出許可願を提出、同年三月一七日付で許可されている¹⁶。出陳作品のうち一三件は大阪市立美術館に寄托中であつたため、観音寺住職の転出陳にかかる同意書（三月三日付）を添付して三月九日付（滋文化第五九号）で大阪市立美術館宛に借用を依頼、三月一六日付で大阪市立美術館より承諾書が出ている。観音寺に所在する作品については、

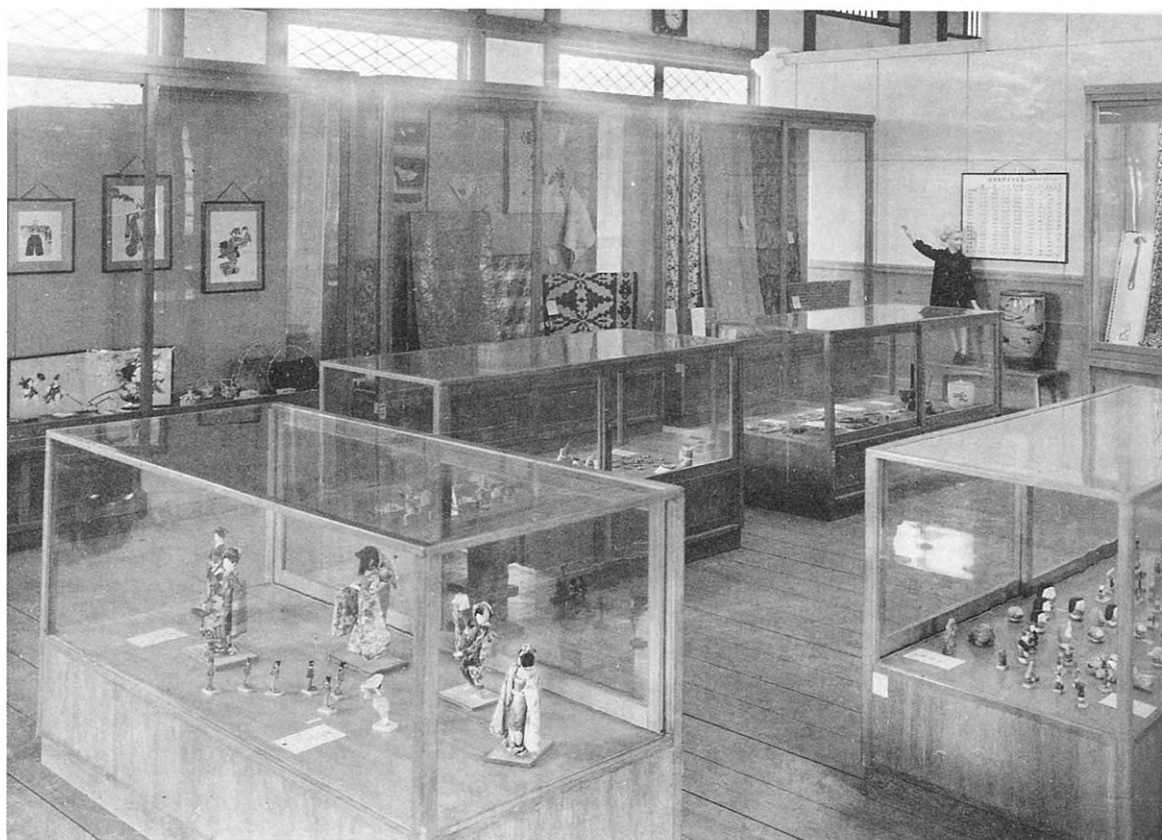


図3 陳列場の様子

三月一四日付（滋文化第六三号）で出陳を依頼している。
 広報については官公署、報道関係、銀行及び民間業者、会議所関係、交通業者関係、県庁関係、社寺関係、学校関係に一、九二二枚のポスター掲出を依頼するほか、文部省及博物館関係、代議士及び県会議員、県庁関係、出品者、各町村会長、国警及自治体警察、近府県官公署関係、教育委員会及高等学校長、交通観光関係、地方愛好家、社寺関係、産業文化委員及工芸部員、貿易協会理事、在津官衛長、旧知事及旧県会議員などへ七〇〇通の展観品目録（B六版一〇頁）引換券付案内状を送付している。また、大津郵便局に依頼し、臨時出張所と参観記念スタンプを設置（四月一七日～五月八日）している。産業文化館ではこの展覧会の入場者数を一日一、〇〇〇人、延べ二五、

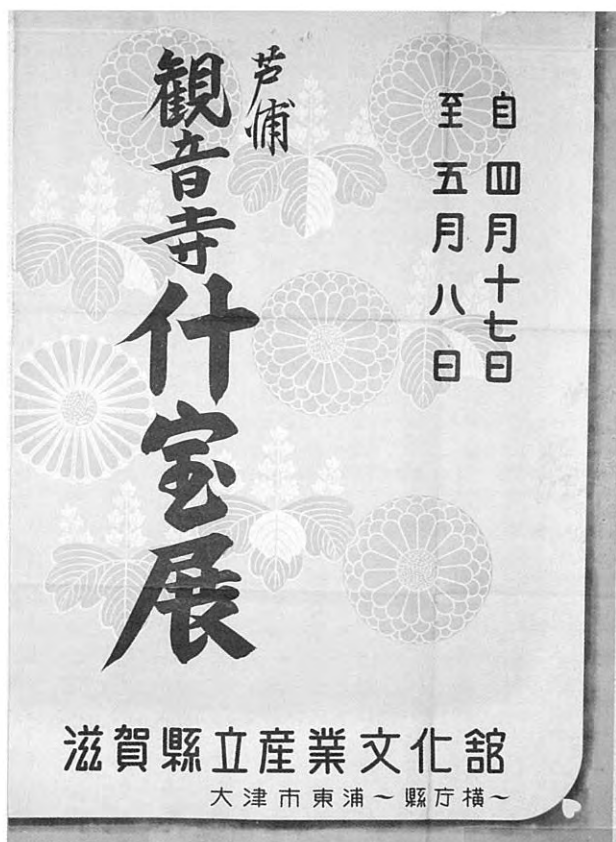


図4 芦浦観音寺展のポスター

〇〇〇人を見込んでいた¹⁷が、実際に期間中の入館者は二、八〇四人であった。展覧会終了後の五月一七日、大阪市立美術館へ無事借用資料が返還されている。これら展覧会開催にかかる一通りの作業を見ると、若干日程的に余裕がないようにも思われるが現在我々が行っている展覧会手続きとそう大差はない。しかしながら、第一回目の記念すべき展覧会であったことに起因するのであるが、案内状やポスターの發送数があまりにも多いことが印象的である。發送先の内訳を見ると政治・経済関係者に宛てた案内が二割を超えている。これは産業文化館の活動方針や「芦浦観音寺展」が開館後初の展覧会であることを考えれば妥当であると思われるが、その分服部県政における政治的シンボルとしての意味合いを強くしたのではないかと思われる。

その後の展覧会活動を見てみると、昭和二四年度には文化部ではこのほか野口謙藏画伯回顧展、湖北紹介展、井伊大老顕彰展、古代文化史展、玩具展、産業部では貿易振興工芸展、信楽陶器展示即売会が開かれている。しかし、昭和二五年度以降産業部の特別展は単独で開催されることはほとんどなく、織物特別展（昭和二五年）や開国百年記念江戸絵展・輸出実績展、天覧（昭和二六年一月）などで文化財とともに展示、あるいは彦根市に協賛してのトウイス展（籐椅子）などの幹旋展（即売展）を年一回行う程度であった。こうした展覧会活動を見ると、産業の振興と文化の向上という二大方針で、しかも産業振興に重きを置いて開館した産業文化館が、実際の活動の中では次第に文化部へとウェイトを移しつつあるように見える。こうした動きはその後、加速していくことになる。

三、滋賀県最初の公立博物館として

開館後より実質博物館としての活動を行ってきた産業文化館であったが、

県としての位置づけは未だ博物館としてのそれではなかったことは先に触れた。そんな中、昭和二五年（一九五〇）に文化財保護法、翌二六年（一九五二）に博物館法が施行されると博物館としての位置づけを求める声が出始め、昭和二七年四月一七日付（文部省告示第十三号）で産業文化館は博物館に相当する施設として指定（官報第七五八二号）された¹⁸。

昭和二九年（一九五四）には六月の滋賀会館開館と同時に産業部の物産陳列所は同館二階に移動し、産業文化館は文化部の活動を中心とする博物館活動を拡充した。民俗資料室も新たに設けられ、江戸時代の旅行用具、家庭用具、商家用具、農家用具、製糸用具、紡織用具などが展示された。このほか別館「開成館」（図5）「温明庵」の設置、壁面ケースや視きケースを増設するなど、徐々に規模を拡大、この年の春に行われた湖西展では昭和二五年に開催された古代文化史展（第二会場）以来四年振りに展覧会の来館者数一万人を突破、続く南画展では一万六〇〇〇人を突破し、順調に博物館としての歩みをすすめているかのように見えた。

ところが、昭和二九年、産業文化館に大きな影響を与える出来事があった。任期満了を待たずに早期辞職して第三回知事選挙にのぞんだ服部岩吉が、森幸太郎に敗れたのである。服部と森とは立憲政友会の頃からの盟友であり、戦後とともに日本自由党に属したが、県営競艇場設置に関して意見が対立したことから両者の関係は悪化していた。森新知事の県政では服部色を払拭することが一つの課題であったとみえ、人事面でも相当数の入れ替えがあった。産業文化館についても、建物を旧武徳会へ返還して体育施設として転用するという案が浮上した。これに対して、産業文化館の滋賀県における博物館としての位置づけを確たるものにしうという動きがおこる。昭和二九年二月二五日付で滋賀県地方教育委員連絡協議会長井上英貞、滋賀県美術作家

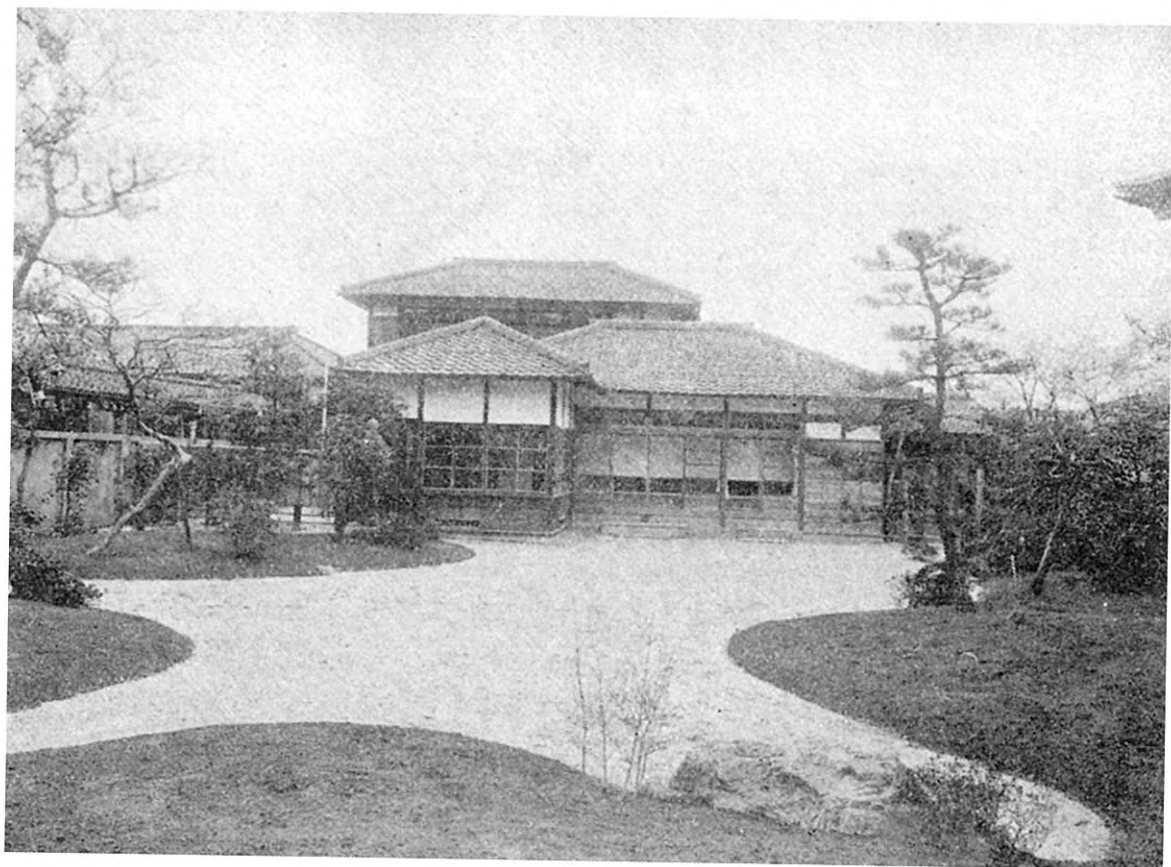


図5 別館「開成館」(『滋賀県立産業文化館報告書一』より)

協会長野添平米、滋賀文学会会長代木村緑生、大津文化団体連絡協議会長藤田勉、滋賀県社会教育委員会議長世良琢磨、滋賀県教育会長代杉江栄太郎、滋賀県観光連盟会長上原茂次、滋賀県神社庁長平田貫一、石山寺座主鷲尾光遍、参考品寄附者総代若村源左衛門の一〇名の連名による「地方博物館強化に関する請願」¹⁹が出されて以降、いくつもの請願が滋賀県知事森幸太郎、滋賀県議会議長吉川孫右衛門、滋賀県教育委員会にあてて提出された。

「地方博物館強化に関する請願」では建物の転用については触れていないが、少ない職員を兼務で滋賀会館開館準備に充てずに博物館活動に専念させること、「博物館法に基き教育委員会所属の県立博物館に改組し、以て従来ややもすれば等閑視され勝ちであつた本県文化財の保護と文化の指導、育成に人的物的の画期的な施策を熱望」している。以後に各方面から提出された請願では建物の転用について触れた上で、それぞれの立場から請願を行っている。昭和三〇年一月六日付滋賀県文化財保護連盟会長井伊直愛「地方博物館強化に関する請願」では、「仄聞するところによれば之を体育施設として開放を要望せらるる向もある様であります」と建物の転用について触れながら、「折角設けられたる施設と信用をくつがえすが如きは朝令暮改のそしりを免れざるのみならず、本県に於ける郷土教育の振興、文化の指導育成上甚だ深憂に堪えませんので、同館はむしろ此際充実強化を図らるるの根本方針を確立せられることが必要」であると主張する。県内短期大学学長、高・中・小学校長会長連名による「地方博物館強化に関する請願」(昭和三〇年一月一〇日付)と県・大津市PTA連絡協議会会長の「郷土博物館施設について請願」(昭和三〇年一月一〇日付)では教育上の必要性から産業文化館の博物館施設としての充実を、滋賀県仏教会々長・天台座主による「博物館施設について請願」(昭和三〇年一月二四日)では、産業文化館の事業に率

先して協賛してきた立場から「時局匡救の要諦たる「信」を篤くすること、「冥果」を重んずることの尊き実証として」施設の存続を唱っている。滋賀県神社庁長・県神社庁各支部・氏子総代会らによる「博物館施設について請願」（差出日不明）においてもこれまでの産業文化館の活動を評価した上で、「造化の神の恩恵にも悖り社会風教と将又政治の尊厳上避くべきこと」としている。中には彦根史談会幹事長・古文化協会会長・近江文化研究会会長「地方博物館機構について請願」（昭和三〇年二月二〇日付）のように「現在の県立産業文化館を枢軸として適当な地方に夫々特徴を盛つた地方博物館を御開設願いたく、斯くすることによつて綜合連関した運営が出来非常に経済的に経営されますし、文化の恩恵が遍く潤うことにもなります。」と県内各地への博物館新設を希望したものもあった。

これら諸方からの請願が提出された後を受け、昭和三〇年一月一七日付で県立滋賀会館長兼産業文化館長草野文男から森知事に対し「産業文化館の存置を懇請する要旨」（親展）が提出された²⁰。ここでは一九項目にわたり博物館ひいては産業文化館の必要性、産業文化館の評価や業績、さらに体育施設となった場合のリスクなどについて述べている。第八項では重要文化財公開に関する公開に関し「中央監督庁に於ても本館の設備充実と利用率並びに経営の篤実性を認め国立三館（東京・奈良・京都）と鎌倉国宝館及び本館の五施設に対し本年に至り国宝重要文化財の自由搬入を承認」されたことが記されている。文化財保護法第五三条に「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とあるが、その但し書きに「但し、あらかじめ、文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設において、文化庁長官以外の国の機関または地方公共団

体が主催する場合は、文化庁長官に届け出ることをもって足りる。」とあり、この但書にそつた形で産業文化館の重要文化財公開が制限を設けられない施設として認められたことを指しているものと思われる。これは産業文化館が全国でも有数の博物館として国から認められたことに他ならず、この意味においてこれ以上の評価はないといつても過言ではないだろう。

このように当事者および関係諸方面からの請願があったにもかかわらず、昭和三〇年一二月の県議会において、産業文化館の建物の転用案は議決された。この議決を受けて同年一二月二一日、産業文化館では早速惜別報酬式を執行、一二月二二日付で事務処理について知事に対し概要が報告された。この中で建物の明け渡しは一二月三一日（財政課へ引継）とされ、受托品の返還や備品参考品の目録作成と引継に関するスケジュールが示された。一二月二六日付の「処理事項報告」によると、受托品中返還が決定したものが八〇件（うち考古資料二三件、絵画二二件、彫刻一九件、工芸一六件）、継続受托品が一八四件（うち考古資料五二件、絵画四三件、彫刻一二件、典籍一七件、書跡二五件、工芸三五件）であった。継続受托品一八四件と参考品（館藏品）三〇八件は滋賀会館内へ移された。なお、陳列ケース（壁面ケース）は六三個設置されていたが、そのうちの半数を超える三四個は滋賀会館へ移設され、一部のガラスケースと展示していた年代表については大津市立打出中学校に譲渡された。また、民俗資料については郷土教育資料として、滋賀大学附属中学校に譲渡された。歳末の多忙の中、産業文化館は受托品の返還作業と滋賀会館三階ロビーへの移転作業に追われ、明けて昭和三十一年一月一日より「松竹梅展」を開催した。

「松竹梅展」では四、八八九人の来館者があったが、秋に開催された「応挙展」の来館者が一五、七五一人であったことに比べると三分の一に減少し

ている。だが、昭和二九年以前に冬期に開催された展覧会の入館者数と見比べると、遜色はないように思われる。昭和三一―三三年度を見ると「大雅・蕪村・玉堂展」（昭和三一年度、来館者七、一三一人）、「永観文庫古美術展」（昭和三二年度、来館者二、九八一人）、「天台三祖入唐資料展」（毎日新聞社共催、昭和三三年度、三、九九六八人）、などが開催されている。もともと入館者を集めたのは「甲冑展」（昭和三三年度、来館者二九、九一四人）、次いで「日本近代美術回顧展」（昭和三三年度、来館者一五、〇四九人）であったが、「第一回滋賀県指定文化財展」（昭和三三年度、来館者一、三三八人）、浄土教美術展（昭和三三年度、来館者一、五二〇人）など、開催時期は悪くないものの来館者数が今ひとつ伸びなかった展示もあった。この原因としては展覧会のテーマ設定も考慮に入れる必要もあるだろうが、建物が独自のものではない上に展示フロアが三階にあるということ、展示スペースが縮小したことが大きな原因として考えられる。いずれにせよ、武徳殿に戻ることが出来ない状況の中、滋賀会館における博物館活動には限界もあり、産業文化館としては何らかの打開策を模索する必要があった。

四、琵琶湖文化館の建設

昭和三四年（一九五九）二月、再び産業文化館館長となった²¹草野文男は着任早々新しく博物館・美術館建設にとりかかるべく、「文化館建設計画概要」²²をまとめた。これによると昭和三四年度着工、昭和三六年度完成予定で総工費一億五〇〇〇万円、鉄筋コンクリート建四階（一部一階）外観三層の天守閣の形をした建物内に美術館（一部一階部分）・博物館（二・三階）・文化財受託庫（一階）を置くというものである。設置場所は①県立美術館博物館はその対象の面から周囲の施設にかかわりのない自由な場所が適

当である②観光と教育に十分利用される位置でなければならない③将来運営上収支の見通しを樹て得ること④敷地確保の可能性⑤琵琶湖の特色を活かし、大衆にアツピールする趣味と個性をもたさなければならない（水に映る大津城）といった理由から、大津市湖畔（浜大津・石場間）に白羽の矢が立った。

建設資金については県費だけで賄うことは困難であったため、計画企図から二ヶ月後の昭和三四年四月九日に滋賀県観光文化館建設後援会が立ち上がり、資金調達に動いた。後援会の発起人となったのは、元滋賀県知事の服部や東京国立博物館学芸部長の野間清六をはじめ県議会議長、滋賀県教育委員長、県医師会会長、県仏教連盟会長、町村会会長、県内企業常務取締役、県商店街連名会長、県観光連盟会長、各種文化団体会長など二八人であり、後援会会長には県知事谷口久次郎が立った。昭和三四年六月から昭和三六年五月までのほぼ二年をかけ、建設資金一億五〇〇〇万円のうち、五〇〇〇万円程度を集めることを目標としていた。「滋賀県観光文化館建設の寄附金についてお願い」²³では、寄附金に対する免税措置や寄附行為に対する表彰、寄附者名の保存と揭示（法人又は団体で一〇万円以上、個人で五千円以上²⁴）を記載して寄附行為に対して付加価値を与えている。

なお、この後援会発足段階において建設計画については「一そう大衆的な観光文化館を建設する案にねりかえ」²⁵られており、美術館（本館・別館連絡部分一階）、歴史博物館（二階、三階）、文化財受託庫（本館一階）、望湖樓（四階）、琵琶湖水族館（別館一階）、物産陳列室（二階）などを備え、さらに歴史博物館の本館を大津市に、県下数カ所に特色のある分館を設けることが計画された²⁶。

こうして始まった募金活動では、滋賀会館南玄関・ロビー・大ホール改札

所、産業文化館の四箇所に募金箱が設置された(図6)。そして県内企業や滋賀県と関係のある県外企業のもとには草野産業文化館館長だけでなく、服部元知事も直接出向いた。あまり頭を下げることがなかった服部の姿を見て、多くの募金が集まったという²⁷。

募金活動の一環として県内外の仏教各宗派本山座主や管長、神社関係者、各大学学長らに墨跡・書跡の揮毫を依頼したところ、合計一、〇七四点の墨跡が寄せられ、これを頒布して資金としたこともあった²⁸。さらに、滋賀県美術協会加盟作家の作品七二点、県外の文筆家や画家などから寄せられた色紙一二〇点の頒布も行い、その収益も建設資金に充てられた。このほか、資金造成のための特別興行として映画上映や大阪文楽座人形浄瑠璃の公演なども行われた。大学・高等学校・中学校・小学校などからも続々寄附が寄せられた。こうした募金、協賛事業等の結果、県内外から一〇一、三九五、五〇〇円の金品が寄せられ、観光文化館建設の大きな後押しとなった²⁹。

なお、国庫補助によって資金調達することも検討され、昭和三四年九月二五日付で「滋賀県重要文化財保管庫建設予定について」(滋文化第一五二号)が産業文化館長草野文男から文化財保護委員会美術工芸課長宛で提出された。文化館の所管が教育委員会ではなかったが、管理機関として指定を受ければ可能性もあるということであったため、すぐさま条件を整えて上京したが、交付を受けることはできなかった。

滋賀県としては昭和三四年九月に建設準備費七〇万円が県議会で議決されたあと、昭和三五年(一九六〇)二月の定例滋賀県議会において可決された昭和三五年度予算案では、観光文化館建設費として七、五〇〇万円(寄附金五、〇〇〇万円、一般財源二、五〇〇万円)の予算が割り当てられた。諸方面からの寄附が予算獲得を確実なものとしたことは言うまでもない。同年九



図6 滋賀会館に設置された募金箱



図7 地下に設置された室内プール

月の定例県議会でも六〇〇〇万円の追加予算があり、最終的には寄附金九、〇〇〇万円、県費六、〇〇〇万円の計一億五、〇〇〇万円の建設費であった。

建物の設計については、計画段階では大阪の建築設計事務所が関与していたが、実行段階においては一級建築士吉田森雄が担当することになった。昭和三五年二月のある日曜日の早朝、産業文化館館長草野から電話で呼び出されて駆け付けた滋賀会館で話を聞いた吉田は、「人一倍大きな私の体内より余り今日までに感じたことのない興奮を覚え」という。計画は何度も変更、更正を求められ、計画当初は完全に水没することになっていた地下部に子ども用の室内プール(図7)を設置するなど大幅な変更もある中、「書き直す度に毎に気持ちの張り合いが出て来ました」と吉田は記している³⁰。工事は一二社による入札の結果銭高組が請け負うことになり、土木建築課とも調整しながら建築が進められた。また湖中に建物を築造するとあって、漁場や魚に影響

響を与えないかと心配する漁業者との調整は水産課が担当した。工事事務所や作業場、材料置き場として利用するため、大津市に対し埋立地利用に関して調整が行われた。

こうして昭和三五年四月一八日に起工式を迎えた観光文化館は、翌年三月二〇日の開館目指して昼夜を問わず急ピッチで工事が進められた(図8)。最初の工事は七〇枚余りのシートパイルを一枚一枚連結させながら湖中に打ち込み、その中の水を掻き出すことであった。現場主任によると、土質が想定したよりも砂利分が少なかったためシートパイルを二重に打ち込むことになり予想以上の日数を要したことから、掘削の段階から昼夜二交代での作業を行ったという。せめてもう一ヶ月の工期があればとも思ったが「開館のポスターが厳として完成の期日を明示し、私はかく先手の戦法に励げまされ終始鞭うたれました。」と述懐している³¹。昭和三五年一月三日に定礎式

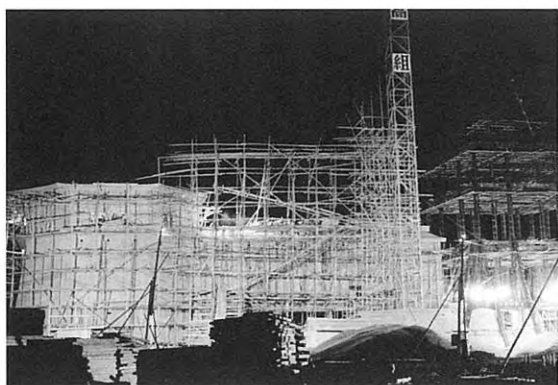


図8 建設中の琵琶湖文化館(昭和36年)



図9 本館頂上に設置された蜻蛉

があり、この時「観光」では含みがなく、どうしても富士山と並ぶ日本一のびわ湖をうたわなければ³²ということから谷口知事により観光文化館は「琵琶湖文化館」と命名された。昭和三六年(一九六一)一月一日に本館上棟祭、一月二二日には蜻蛉³³上翔祭(図9)、三月一九日に竣工報謝祭と次々に行事が行われていき、建設期間が一年足らずという短い中でこれらの行事に併せて工事を進める現場関係者の苦労は並大抵ではなかった。

こうして昭和三六年三月二〇日に琵琶湖文化館は開館した。開館式では招待者七五〇人が見守る中玄関、文化財受託庫、三階博物館、五階展望閣、吉井勇の歌碑(「うつしよの夢をうつつに見せしめぬ 琵琶湖のうえに浮ぶ美の城」、別館玄関(美術館)でテープカットが行われた。協賛事業も湖上ではモーターボート競走会、大津・湖南漁業組合、草津市不動浜町有志、大津曳山組「鍛冶屋町」「後在家町」によるパレード(図10)、空では自衛隊機の飛行、陸では自衛隊音楽隊の合奏、観光地踊紹介(日本旅行会協賛)、煙火大会(滋賀観光連盟協賛)が行われ、祝賀ムードを盛り上げた。開館の記事は『朝日新聞』『毎日新聞』『産業経済新聞』『滋賀新聞』『毎日中学生新聞』などに掲載され、また「アサヒグラフ」(昭和三六年四月二一日号)では琵琶湖文化館の特集が組まれるなど、全国的な注目も集めた。

こうして琵琶湖文化館が無事に開館へと進んでいく中、産業文化館陳列室は昭和三六年二月一日観光資料室に転用されることになり、昭和三六年三月一七日には滋賀県議会において営造物処分方について議決された。こうして産業文化館は正式に琵琶湖文化館へと接收され、その歴史は琵琶湖文化館へと受け継がれて現在に至っているのである。



図10 湖上パレードの様子

おわりに

以上、滋賀県立産業文化館から滋賀県立琵琶湖文化館開館への動きを見てきた。まず始めに滋賀県が戦後間もなく、文化財保護法や博物館法施行以前に博物館を設置して活動を開始し、国からも高い評価を得ていたことについて触れた。同館は一時、縮小の憂き目にあったものの、それを発展的に解消する形で滋賀県立琵琶湖文化館という新たな施設を滋賀県は県民と一体となつて作り上げたことを述べてきた。

現在、博物館業界は「冬の時代」と言われて久しい。こうした中で指定管理者制度の導入や存廃を含めた在り方検討、博物館制度の在り方検討など、博物館を取り巻く状況は大きく変わろうとしている。産業文化館が存在した時代は現在に比べれば博物館・博物館類似施設等の数はごく僅かで、博物館学や博物館経営学などの博物館に関する学問的構築も未熟であったといえる。しかし、こうした中であつて産業文化館が縮小の憂き目にあったのは、この施設が政治的シンボルであつたからに他ならない。すでに金子淳氏が指摘しているように、博物館は権力のモニUMENTとしての要素を消し去ることとはできないのである³⁴。現在、博物館業界ではボランティアなどの導入により市民参加型の親しまれる博物館運営を行うことが一つの方向性とされている。つまり、権力のモニUMENTであつた施設を市民のシンボルへと変えていこうという試みが行われているといえる。

こうした意味で言えば琵琶湖文化館はまさに県民が直接の出資で作上げた博物館であり、大きな期待を担っていたといえる。しかし、琵琶湖文化館も開館から四五年以上経ってしまい、この事実も今や多くの人が忘れ去っている。開館から現在までの間に経済的側面や一般の理解を配慮して設置され

たはずの植物園や水族館・プールなどの施設も閉鎖された。近代美術作品は滋賀県立近代美術館、魚類は滋賀県立琵琶湖博物館の開館に併せて移管された。そして現在、琵琶湖文化館では滋賀の豊富な文化財を中心に紹介している。しかし、実はこれこそが産業文化館、琵琶湖文化館建設の本来の目的であったことは、本稿が明らかにしてきた通りである。

滋賀県ではかつて初の公立博物館である産業文化館が存廃の危機に立たされた時、所有者を含む県民の輪によりそれを守ろうとし、さらには琵琶湖文化館建設の県民運動に結実したという理想的な歴史がある。この厳然たる史実を再認識することで、博物館業界の「冬の時代」を乗り切るための手がかかりが見つかることを期待したい。

産業文化館特別展開催リスト（表1）

年	開催期間	特 別 展 名 称	大 人	小 人	合 計
昭和24年	4.17～5.8	芦浦観音寺什宝展	1,818	986	2,804
	6.6～6.20	野口謙蔵画伯回顧展	1,959	1,264	3,223
	7.20～8.10	湖北紹介展	951	390	1,341
	11.1～11.20	井伊大老顕彰展 貿易振興工芸展 信楽陶器展示即売会	1,899	1,717	3,616
昭和25年	2.1～2.18	古代文化史展（第1会場）	1,388	4,341	5,729
	2.22～2.27	古代文化史展（第2会場）	2,181	7,839	10,020
	3.3～3.31	玩具展	1,883	2,018	3,901
	6.1～6.23	織物特別展	1,402	673	2,075
	10.5～11.10	大津京資料展	3,913	3,705	7,618
	10.5～11.10	山元春挙とぜ、焼展			
	11.15～11.25	第1回琵琶湖観光写真コンクール入選作品展	1,309	588	1,897
昭和26年	2.15～3.20	湖国名士紹介展	2,455	1,383	3,838
	4.10～4.30	山王まつり展	1,614	510	2,124
	10.10～11.10	近江の画人遺芳展	3,309	1,730	5,039
昭和27年	2.15～3.20	三井寺円満院襖絵特別展	1,966	1,329	3,295
	4.25～5.20	湖国聚英展	2,326	2,832	5,158
	10.10～11.10	明治天皇御降誕百年記念明治大正人物志展	2,531	1,657	4,188
昭和28年	3.15～4.10	竹洞画幅展	1,703	532	2,235
	4.20～5.20	長浜研彩展	2,320	2,595	4,915
	5.25～6.15	開国百年記念江戸絵展・輸出実績展	1,400	1,307	2,707
	10.20～11.3	鉄斎展	4,740	950	5,690
昭和29年	2.10～3.10	杉浦重剛生誕百年記念天台道士遺墨展	3,265	695	3,960
	4.20～5.20	湖西展	6,091	4,536	10,627
	10.15～11.10	南画展	8,685	7,425	16,110
昭和30年	1.20～2.10	絵双六展	3,427	1,760	5,187
	4.25～5.25	お国焼湖東展	6,325	3,813	10,138
	5.28～6.25	銘石展	4,539	919	5,458
	9.20～9.30	森大造新作展	1,430	162	1,592
	10.20～11.13	応挙展	13,930	1,821	15,751
昭和31年	1.1～1.20	松竹梅花展	4,056	833	4,889
	4.8～4.20	蘭華の美人画展	4,302	403	4,705
	5.15～5.31	近江民芸展	2,663	3,333	5,996
	6.1～6.10	明治大帝敬仰展	2,097	238	2,335
	6.12～6.30	泥絵・ガラス絵展	2,650	528	3,178
	8.21～8.31	雪舟写真展	3,033	431	3,464
	10.20～11.10	大雅・蕪村・玉堂展	4,611	2,520	7,131
	11.13～11.30	永観文庫古美術展	2,344	637	2,981
昭和32年	2.10～2.28	天台三祖入唐資料展	3,617	379	3,996
	5.1～5.31	甲冑展	16,886	13,028	29,914
	8.2～8.10	第1回滋賀県指定文化財展	1,252	136	1,388
	10.21～11.10	浄土教美術展	1,343	177	1,520
	11.13～11.30	膳所城資料展	2,178	573	2,751
昭和33年	4.21～5.10	近世風俗画展	1,182	258	1,440
	5.13～5.31	北村季吟遺墨展	938	4,127	5,065
	10.25～11.13	日本近代美術回顧展	8,169	6,880	15,049
昭和34年	4.5～4.20	皇太子御成婚奉祝展	2,398	434	2,832
	4.25～5.5	郷土出身日展入賞展	2,198	974	3,172
	5.24～6.10	民芸もろろ展	2,275	944	3,219
	6.13～6.25	江州近代五十人展	1,453	140	1,593
	8.1～8.8	第一回観光文化館建設後援展	385	52	437
	8.10～8.16	第二回観光文化館建設後援展	527	112	639
	8.17～8.23	第三回観光文化館建設後援展	333	25	358
	8.24～8.30	第四回観光文化館建設後援展	420	55	475
	9.1～9.7	第五回観光文化館建設後援展	352	33	385
	9.8～9.14	第六回観光文化館建設後援展	389	48	437
	9.16～9.25	梅本博子試作人形展	3,781	273	4,054
	9.28～10.11	グランプリ受賞楽齋作陶展	1,480	478	1,958
	10.20～11.10	近江八景展	2,428	1,630	4,058
	11.13～11.23	第五回滋賀県美術作家協会展	1,498	83	1,581
	12.5～12.20	現代高僧墨跡展	1,382	59	1,441
昭和35年	2.15～2.21	昭和三十五年御題「光」全国写真コンクール入選作品展	1,426	149	1,575
	5.7～5.13	第三回滋賀県工芸展	1,059	2,680	3,739
	6.10～6.25	書跡展（宮司・学長の部）	1,292	164	1,456
昭和36年	2.13～3.31	観光資料（ポスター）展	3,734	680	4,414

《註》

- 1 田中利一「服部岩吉を回想する」(栗東歴史民俗博物館「企画展服部岩吉―湖国デモクラシ
 - 1の足跡―」二〇〇〇)筆者は副担当としてこの展覧会の企画・開催にかかわった。
 - 2 網干善教・小川光陽・平祐史編「博物館学概説」(一九八五 佛教大学通信教育部)
 - 3 岩国麻里夫「服部岩吉」(一九六七 奥村和三郎)
 - 4 『滋賀県立産業文化館報告書一』(一九五〇 滋賀県立産業文化館)
 - 5 現在受託については「託」の文字を使用しているが、産業文化館関係資料では「托」の文字が使用されているため、本稿では「托」を使用する。
 - 6 前掲註4『滋賀県立産業文化館報告書一』
 - 7 国宝保存法にいうところの国宝であり、現在本像は重要文化財。以下、「文化財保護法」施行以前の記述にいう国宝はいわゆる旧国宝のこと。
 - 8 服部岩吉「祝辞」(昭和三年一月三日付、滋賀県立琵琶湖文化館蔵)
 - 9 前掲註3『服部岩吉』
 - 10 滋賀県物産蒐集所から滋賀県物産販売所へ至る経緯については、産業文化館開館式で滋賀県商工課長北川力夫が述べた「経過」(昭和三年一月三日付、滋賀県立琵琶湖文化館蔵)に詳しい。これによれば、滋賀県物産蒐集所は明治二年(一八八八)に大津市東浦に設置された。この施設は、地域の特産物などを展示する施設であり、一般的に物産陳列所と呼ばれるものである。物産陳列所は明治一三年(一八八〇)に横浜市公園内に神奈川県物産陳列場が設置されたのを嚆矢とし、明治二〇年代に各地に設置された。滋賀県物産蒐集所は明治三一年(一八九八)一〇月に滋賀県物産陳列場と改称、しかし県内の物産や内外の参考品を展示するには施設が手狭であったため、明治三六年(一九〇三)三月に大津市三井寺に移転して滋賀県物産陳列場が設置され、同年四月二四日から開場している。大正一〇年(一九二一)四月一日には「道府県商品陳列所規程」(農商務省令)に基づく滋賀県商品陳列所と改称された。
 - 昭和の大恐慌後の昭和七年(一九三二)には農・工・水・林・畜産物などを総合的に取り扱い、販路の開拓、商権の拡張はかにつとめることになり、滋賀県物産販売所と改称、昭和七年には大阪市、昭和一年には東京市、昭和二年には大津市に支所を設置して業務を拡充した。順調に業績を伸ばした物産販売所であったが、太平洋戦争期に閉鎖された。
 - 11 滋賀県商工課長北川力夫「経過」(昭和三年一月三日付、滋賀県立琵琶湖文化館蔵)
 - 12 前掲註11滋賀県商工課長北川力夫「経過」
 - 13 前掲註4『滋賀県立産業文化館報告書一』
- 滋賀県立産業文化館の活動をもっとも良く知ることができる資料だと思われるので、長文ではあるが以下に全文を紹介する。

滋賀県告示第五百三十七号

滋賀県立産業文化館規程を次のように定める。

昭和二十三年十月二十二日

滋賀県立産業文化館規程

滋賀県知事 服部 岩吉

第一條 本館は、本県産業の改良発達と文化の研究向上を図ることを目的として、次の業務を行う。

一、商品の見本、参考品及び社寺その他の什宝、私人、県所蔵の物件にして歴史美術及び美術工芸に関する研究に有益な参考品を受託陳列し、一般の観覧に供すること。

二、陳列品中出品者の受託があるときはこれを即売すること。

三、出品物に関する各種の調査をなし又は出品者の依頼に応じて調査をすること。

四、商取引に関して各種の紹介をなすこと。

五、県内営業者の生産上必要な図案調整の依頼に応ずること。

六、巡回陳列をなすこと。

七、産業並びに文化に関する図書その他刊行物を蒐集又は刊行して公衆の閲覧に供し又は頒布すること。

八、その他出品物についての指導育成に関する事項。

第二條 本館の陳列品は、参考品及び販売品の二種とする。

第一 参考品

一、県所有品 本館において購入又は他から寄贈されたもの。

二、委託品 営業者その他から見本又は参考として陳列を委託したもの。

第二 販売品

一、営業者において販売のため陳列を委託したもの。

第三條 本館に委託出品若しくは寄贈しようとする者は、所定の様式により本館の承認を求めなければならない。

第四條 次の物品は、出品若しくは寄贈を承認せられない。

一、危険の虞れありと認めるもの

二、衛生に妨害ありと認めるもの

三、他の物品に妨害ありと認めるもの

四、陳列の価値なしと認めるもの

第五條 出品人若しくは寄贈者において、第三條の承認を得たときは、堅牢なる荷造をなし、直ちに本館に送附しなければならない。

第六條 出品物運送中における損害に対しては、本館はその責に任じない。

第七條 出品人は、入記目録を作り荷造の際函内に入れなければならない。

第八條 販売品には、毎品番号、品名、数量、価格、産地及び出品人氏名を記載した附札を添付しなければならない。

第九條 出品人は、出品物の交換又は返還を請求することができる。

第十條 本館は、都合により陳列を中止し又は撤去交換させることができる。

第十一條 出品目録及び説明書記載事項に異動を生じたときは、その都度これを本館に通知しなければならない。

第十二條 出品物の陳列及び装飾は、本館において適宜これを定める。

第十三條 出品人は、本館の承認を得て自費で特別の陳列及び装飾を施すことができる。

第十四條 出品物の荷造運送に要する費用は、出品人の負担とする。

但し本館から出品を依頼したものはこの限りでない。

第十五條 出品物は、本館において相当の保管の責に任ずるけれども不可抗力による事故によつて生じた損害に対しては、本館はその責に任じない。

第十六條 販売品を購入しようとする者は、その旨看守人に申し出なければならぬ。

第十七條 販売品は、現金引換に交付する。

第十八條 販売品の売上代金は、毎月一回精算して出品人に送付する。送金に要する費用は、出品人の負担とする。

第十九條 出品物について調査を望む者は、その旨本館に申し出なければならぬ。

但し調査の内容により依頼に応じないことがある。

第二十條 陳列品の取引紹介を望む者は、その旨本館に申し出なければならぬ。

第二十一條 前二條の調査及び紹介に対しては、特に要するもの、外、費用を徴しない。

第二十二條 本県営業者にしてその生産に必要な図案の調製を望む者は、次の事項を記載した依頼書を差し出さなければならぬ。但し、調製の必要がないと認められるもの又は事故があるときは、これに応じないことがある。

一、依頼者の住所、職業及び氏名

二、図案を応用する物品の名称、品質、色彩、寸法及び用途

三、図案を応用する物品の主な販路及び需用者の種類

四、前各号の外国案調製上必要な事項

第二十三條 図案は、無料にてこれを交付する。但し、図案調製に要する材料を提供させることができる。

第二十四條 図案は、特に必要と認めるもの、外、同時に一種以上の依頼はこれをなすことができる。

第二十五條 図案調製上必要があるときは、その応用する物品を提供させることができる。

前項の物品の運送に要する費用は、依頼者の負担とする。

第二十六條 前項の物品は、相当の保護をなすけれども紛失毀損に対しては、本館はその責に任じない。

第二十七條 本館は、産業及び文化に関する図書その他刊行物を備え、観覧人の閲覧に供する。

第二十八條 図書その他刊行物を閲覧しようとする者は、館員に申し出て閲覧後は直ちにこれを返還しなければならない。

第二十九條 閲覧の図書その他刊行物は、一切室外に持ち出すことを許さない。

第三十條 閲覧の図書刊行物を紛失毀損又は汚損したときは相当額を弁償しなければならぬ。

第三十一條 本館の観覧時間は、次の通りとする。但し、時宜によりこれを伸縮し又は臨時観覧を停止することがある。この場合は、これを門前に掲示する。

自十月一日 至三月三十一日 九時開館 十六時閉館

自四月一日 至九月三十日 八時開館 十六時閉館

第三十二條 瘋癲又は酔狂者と認められる者若しくは他の観覧人の妨害をなす行為があると認められる者は、入館を拒絶し又は戴冠させることができる。

第三十三條 観覧人は次の各号を順守しなければならない。

一、危険物、汚穢物若しくは杖、傘等を携帯して入館してはならない。

二、館内にいて畜類を牽き若しくは喫煙又は喧噪してはならない。

三、看守人の承諾を得ないで陳列品に手を触れてはならない。

四、出品物について、無断撮影又は模写などをしてはならない。

第三十四條 観覧人館内の物品を毀損したときは、その損害を賠償させることができる。その価格は、本館がこれを指定する。

第三十五條 本館は、次の場合において巡回陳列を行う。

一、県内公共団体その他の請求があるとき。

二、本館において必要と認めたとき。

前項第一号の場合には、その必要を認めないとき又は事故があるときは、その請求に応じないことがある。

第三十六條 前條第一項第一号の場合には、陳列、看守、運搬に関する経費は、請求者の負担とする。但し、時宜により本館においてその一部を負担することがある。

附 則

この規程は、昭和二十三年十一月三日からこれを施行する。

14 草野文男「しょうそく」（一九五〇 中村太古舎）本書は産業文化館館長・琵琶湖文化館初代館長である草野文男が、琵琶湖文化館建設推進に協力していただいた方々に感謝の気持ちを込めてまとめた冊子である。

15 杉本哲郎の産業文化館における壁画制作の詳細については、拙稿「杉本哲郎の日本画観」(宗教画家杉本哲郎「栗東歴史民俗博物館」を参考にされたい。なお、この壁画は産業文化館が武徳殿に戻された際、作品の前で武道を行わないでほしいとの作者の強い希望から取り外されて別保存されていたが、琵琶湖文化館建設時に搬入され、別館壁面にはめ込まれた。

16 前掲註4「滋賀県立産業文化館報告書一」。ただし「観音寺什宝展関係綴」(昭和二十四年、滋賀県立琵琶湖文化館蔵)には文書の日付について三月四日付滋文化第五四号で発送した旨を記した書類がある。また本綴内にある「国宝搬出許可写」(三月一七日付地社一三八号)においては「三月五日付願」とあり、少し混乱が見られる。

17 「観音寺什宝展関係綴」のうち「図案、文字挿入通信日附印使用並びに臨時出張所設置方に付き申請」(昭和二十四年三月三〇日付滋文化第八二号)差出…滋賀県立産業文化館館長草野文男、宛先…大津郵便局長植田春雄

18 博物館法施行規則改正により、昭和三〇年に博物館に相当する施設として指定(官報八六九号)されている。昭和三〇年二月二八日付文部省告示第一〇八号。

19 「滋賀県立産業文化館報告書四」(一九五五 滋賀県立産業文化館)

20 「滋賀県立産業文化館報告書五」(一九五五 滋賀県立産業文化館)長文になるが、本稿を補足する上でも必要であるので、以下に紹介する。

拝啓 初冬の候日頃格別お忙しくお忙しさを折柄甚だ御迷惑とは存じますが、何卒御一読をたまわりますよう無様ながら此段重ねてお願い少々具申いたします。

昭和三十年十一月十七日

県立滋賀会館館長兼産業文化館長

草野 文男

滋賀県知事 森 幸太郎 殿 親展

産業文化館の存置を懇請する要旨

一、博物館法が制定せられて各地に統々地方博物館が設置せられてる折柄本県の文化的特殊地位からしても、亦社会教育上からしても是非必要である。

二、地方博物館は国立のそれと異なり地方々々の特殊性をもつた小規模のものを交通伝統等を考慮して許すかぎり多数均点せしむる方がよい。(国の中央博物館は別として規模が大きいと参観中に疲れを覚えてその効果は逆に十分でない)

三、以上の如く博物館の学芸的観点から本県の産業文化館は好適の施設として斯界の推奨を受けているものである。

四、国鉄駅に近く至便にして又県庁構内に接近し本県人は勿論県外者の利用も逐次増加している。(芦屋・尼崎・和歌山等からの団体参観者も屢々ある)

五、昭和二十三年十一月の開館から昭和二十九年四月迄は物産陳列と文化財の展観とを兼ねていたので双方の効果が減削されて二兎を追うもの一兎を得ずの例に洩れず利用度も十分でなかつた。

六、昭和二十九年滋賀会館に物産陳列を移し専ら博物館的に切りかえて以来利用者は向上の一途を辿つてゐる。(これを特別展に例示しても一昨年の鉄斎展は五、六九〇人、昨年の南画展は八、六八五人、本年の応募展は一五、七五一)

七、開館以来毎年設備を改善し、又一方良心的な特別展覧会を開催して来た結果全国的にも国立その他特別のものを除き利用率も首位にある。

八、中央監督庁に於ても本館の設備充実と利用率並びに経営の篤実性を認め国立三館(東京・奈良・京都)と鎌倉国宝館及び本館の五施設に対し本年に至り国宝重要文化財の自由搬入を承認されるに至つた。

九、本館の展観施設は既存建物との調和を図り、最も効率的に改良を重ねて完備を図つたので地方博物館としては十分と云える。(ケース、保管庫等に数百万円が投資されて居り且その設備は凡て固定的で簡単に移動は出来ない)

十、破風造りの本館を近代的に利用するには現行通り博物館とするのが最も適切である。

十一、体育施設に転用するにはその形式が近代的ではない。(柔・剣道の道場としても観覧施設を欠き又他の帯域には利用出来ない)

十二、柔・剣道の道場としては既に(昭和二十六年)元商品陳列所を提供し改装費に対し県費百五十万円を補助し代償は完了している。

十三、博物館として、数年に亘り数百万円を投じ完備したものを取毀し更に多額の経費を投じて転用するにせよ経済的の無駄と勿体なさとは正視するに堪えないことである。

十四、柔・剣道の道場としての立地条件も以前とは異なり警察学校が県庁構内より三井寺下に移転した今日必ずしも必要不可欠のものとは考えられない。

十五、県庁を中心とし更に滋賀会館が設けられ県立図書館も隣接するこの地に既存の産業文化館を博物館として充実運営することは県内的にも対外的にも更に文化的信用を増す所以である。

十六、体育センターは新設しても二、三千万円で近代的な立派なものが出る。又尾花川の競

艇場スタンドの背面に若干の設備を施すことによつて簡単に至極経済的に日本一優秀な各種体育施設を完備することが出来る。又そうすることが大津の総合開発にも至大な寄与となる。(現在の穴場と私厠場設備にも考慮を払えば競艇とも併行利用出来る)

十七、産業文化館開設以来数年に亘る普及・宣伝と培われた信用とによつて漸く一般の認識を深めて来た今日これを覆轍することは全く盛り飯を蹴るに等しいとも云える。

十八、現在産業文化館の経営には滋賀会館との彼此かねあひにより相互協力して事業も有効適切に企画される条件を具え且、人件費をはじめ最も経済的に運用されるし、又あの古風な建物及び従来注ぎ込まれた経済的施設並びに本館に対する協力者、利用者の精神的つながりに更に希望を与えらるものである。

十九、現在国民に最も希望するところのものは、社会に対する愛情であり祖先に対する感謝の念である。万般の努力と誠実はこれを源として湧き出するものと考えられる。それが為には県民に身近い先人の遺業遺芳を通じこの氣風を涵養すべきである。

二十、最近の学校教育に於ても社会科が重視されている趣旨を十分尊重し大した経費を必要としない新種既存のものをとめて助長保護し更に必要なものは時代に応じ建設することが望ましいことである。(以下産業文化館参観者調、各地方博物館参観者調は省略)

21 草野文男は昭和三十一年四月一日付で県立短期大学事務部長に転出していたが、昭和三十一年二月の第四回知事選において服部前知事の推薦する谷口久次郎が当選すると、翌三四年二月一日付で再び産業文化館館長となった。

22 前掲註13「しようそく」、琵琶湖文化館創建記念誌(一九六一 滋賀県観光文化館建設後援会)

23 前掲註21「琵琶湖文化館創建記念誌」

24 寄附をいただいた方々の名簿は琵琶湖文化館収蔵庫内で保管している。また寄附者名の銘板については、当初は望湖樓の壁面に設置する予定であったが、実際は本館一階入口に設置されている。また銘板には寄附金額が一〇万円以上の法人又は団体、一万円以上の個人の名が刻まれている。

25 前掲註21「琵琶湖文化館創建記念誌」

26 「滋賀県観光文化館建設計画概要」(前掲註13「しようそく」、前掲註21「琵琶湖文化館創建記念誌」)

27 前掲註3「服部岩吉」

28 これらの墨跡のうち各人一本ずつを屏風装に仕立て、琵琶湖文化館開館式で披露した。現在は当館で保管・活用している。

29 寄附をいただいたうち三二個人、五七団体に対し、紺綬褒章や褒状などにより表彰が行われた。

30 吉田森雄「設計について」(前掲註21「琵琶湖文化館創建記念誌」)

31 露口勇「滋賀県立琵琶湖文化館建設施工に当つて」(前掲註21「琵琶湖文化館創建記念誌」)

32 「毎日新聞」滋賀版(昭和三十六年一月二十八日付)

33 蜻蛉は健康と明朗の象徴として本館頂上の蜻蛉塔に設置された。羽を広げた大きさは三メートル余りである。

34 金子淳「博物館の政治学」(二〇〇一 青弓社)